

平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 丸 三 証 券 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 祝 寿 彦  
(コード番号 8613 東証第一部)  
問 合 せ 先 企 画 部 長 増 田 公 彦  
TEL 03-3238-2301

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を、平成 28 年 6 月 21 日開催予定の第 96 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものです。
- (2) 社外取締役が取締役会議長を務めることを可能にし、監督と執行の分離を進めていこうとするものです。

2. 定款変更の内容

(変更箇所は下線部)

現行定款	変更案
(任 期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。	(任 期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。

<p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 当社の業務執行上、重要な事項は、取締役会の決議によりこれを決定する。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>②取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除く外、社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>③取締役会の招集通知は会日の少くも4日前に各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときはこれを短縮することができる。又、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>④取締役会の議事は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数で決定する。</p> <p>⑤取締役会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印して、10年間本店に備置く。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 当社の業務執行上、重要な事項は、取締役会の決議によりこれを決定する。</p> <p>②取締役会は、その決議により、取締役の中から議長1名を選定する。ただし、議長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>③取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、各取締役が招集する。</p> <p>④取締役会の招集通知は、会議の目的事項を示して会日の少くも4日前に各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときはこれを短縮することができる。又、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>⑤取締役会の議事は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数で決定する。</p> <p>⑥取締役会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印して、10年間本店に備置く。</p>
--	---

### 3. 日程

定時株主総会の開催予定日 平成 28 年 6 月 21 日 (火)  
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 21 日 (火)

以上